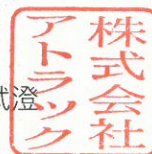


労働者派遣事業の状況に関する情報

株式会社アトラック
代表取締役 浦谷 武澄

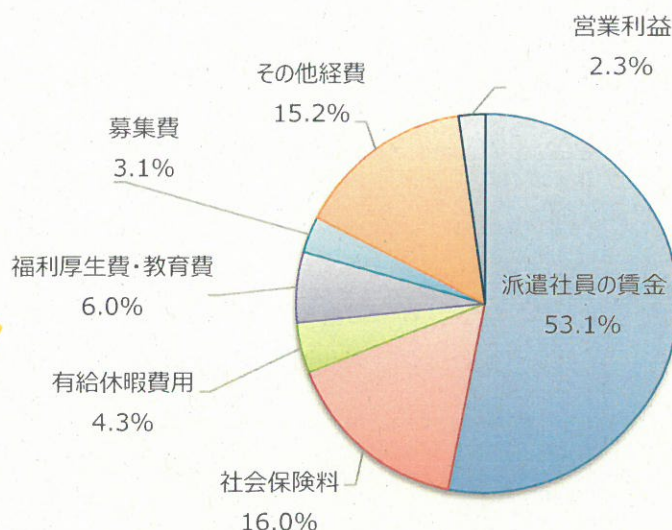


福利厚生費の中には…

- ・産業医費用
- ・定期健康診断費用
- ・教育費用
- ・慶弔費
- ・育児、介護関連
- ・ポイント制
- ・レクリエーション費

など色々あります。

その他経費の詳細は、下記のとおり。



上記グラフは、派遣料金の内訳になります。派遣労働者の賃金以外に必要な経費には、主に以下のようなものがあります。

派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社(アトラック)が負担しています。

派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有休を取得した際の賃金は派遣会社(アトラック)が支払っています。

募集費・教育費・福利厚生費

派遣労働者の募集に必要な募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。その費用を派遣会社(アトラック)が負担しています。

※ 福利厚生費の中には

産業医費用、定期健康診断費用、研修費用、慶弔費、育児・介護関連、ポイント制、駐車場代、インフルエンザ予防接種補助金、レクリエーション費(忘年会や新年会、バーベキュー)などが含まれています。

その他経費

その他にも社員の人件費、営業用車両維持費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの維持管理費など、事業運営のために必要な経費があります。

派遣労働者の数（1日平均）	45 名
派遣先事業所数	10 社
労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間当たり） ①	16,961 円
派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間当たり） ②	9,011 円
マージン率（①-②）÷①（小数点以下第2位未満を四捨五入）	46.9 %

※ マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。グラフ参照。

安心して働いて頂くための各種制度

年次有給休暇制度（入社6ヶ月経過後から）、社会保険加入（健康保険・厚生年金・雇用保険）、労働者災害補償保険、定期健康診断、産前産後休業・育児休業制度・介護休業制度（入社1年後から）、食事会等費用の補助、業務別研修会、アトラックオリジナルポイント加算制度、小規模保育園（子どもサロンドレミ園・駅前ドレミ園）生後60日～

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否か：締結している
- ・当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲：全ての派遣労働者
- ・当該労使協定の有効期間の終期：令和4年3月31日

教育訓練に関する事項

- ・入社時研修（派遣制度、挨拶・言葉遣い・身だしなみ・礼儀・礼節・電話対応等） 4時間
- ・入社1年目OA機器操作研修（初級）8時間、3DCAD操作研修（初級）8時間、作業員研修 8時間
- ・入社2年目OA機器操作研修（中級）8時間、3DCAD操作研修（中級）8時間、マシンオペレーション研修 8時間
- ・入社3年目OA機器操作研修（上級）8時間、3DCAD操作研修（上級）8時間、OA機器研修（中級）8時間
- ・入社4年目以降新人管理者研修 8時間

キャリアアップに資する教育訓練については、有給（賃金支給あり）、無償（実費負担なし）とする。

労働者派遣事業に関する情報公開

株式会社アトラックは、派遣会社を選んで頂く際、より健全でコンプライアンス（法令順守）に対応した派遣会社であるために、労働者派遣の実績、派遣料金、派遣労働者の賃金、教育訓練等の事業運営状況に関する情報公開を行っています。

ご不明な点などございましたら、アトラック事務所まで、お問い合わせ下さい。

株式会社アトラック 事務所（本社）

〒723-0052

広島県三原市皆実1丁目21番15号

電話 0848-61-5440 F A X 0848-61-5441